

2016.10.04：平成27年度 決算等審査特別委員会(第3日目) 本文

○菅原正和委員 委員長、質問の内容においては、他局にまたがるがございますので、特段の御配慮をよろしくお願いたします。

さて、指定管理者制度は地方自治法第224条の2で規定されており、体育館や図書館など地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人、団体に行わせる制度で、民間の活力を導入し、自治体の経営改善を図る目的で、平成15年、2003年の地方自治法改正に伴い導入されたものです。

従来、公の施設の管理は、地方公共団体や第三セクターなど外郭団体に限定されておりましたが、この制度により民間企業、NPO法人、任意団体などの指定管理者として施設の管理運営を代行できるようになりました。指定管理者制度導入で民間発想のよさを発揮した大坂城の事例や、静岡県掛川市の掛川城などは、指定管理料まで要りませんという事例など、指定管理者制度は活用の幅を広げることで、いろいろな相乗効果が生まれると思います。

そこで、決算年度における指定管理者制度の導入件数は何件であったのかお伺いたします。また、制度導入から10年以上経過しておりますが、どのように評価されているのかお伺いたします。

○行財政改革課長 平成27年4月1日現在の指定管理者制度導入施設は331施設でございます。また、指定管理者導入施設で毎年度実施してございます運営評価によりますと、各施設ともおおむね良好な経過で推移してございますことなどから、制度導入により民間のノウハウを活用することで、サービス水準の向上や施設運営の効率化等に一定の効果を上げてきているものと認識しているところでございます。

○菅原正和委員 次に問題になるのが、指定管理者制度においても誰がどのような責任を持つのかという問題は、とても大きな問題だと思います。管理責任については、このような事例があります。2006年7月31日、埼玉県ふじみの市市営プールの流れるプールで小学2年生の女兒がプール内の給水口により地下水路パイプに吸い込まれて起きた吸い込み死亡事故が発生しました。この事故は、ふじみの市から管理委託を受けていた委託先業者が下請業者に丸投げをして業務管理を行っていました。プールの監視員に関しては、きちんとした研修や指導を行っておらず、泳げない監視員もたくさんいました。ふたが外れているという通報が事故前にあったにもかかわらず、客をプールから出さずに、係員が工具を取りにいつている間に事故が発生しました。この事故で市職員3人、体育課長、管理課長、同係長と委託先業者社長、再委託先業者社長、同業者現場責任者が書類送検され、市の体育課長、管理課長2名が業務上過失致死罪で在宅起訴、体育課長は懲役1年6カ月、執行猶予3年、管理係長は禁固1年、執行猶予3年の判決を言い渡されました。ほかの4名は起訴猶予処分ではありましたが、遺族の申し立てで起訴相当になり、再委託先業者社長、同現場責任者は略式起訴され、100万円の罰金刑になっています。

以上のように、管理委託制度は、最終的な管理責任は市にあると考えられます。そこで、指定管理者制度においては、誰がどこまで責任を持つか。リスク管理表で決められていると思いますが、リスクの管理など指定管理料の範囲はどのように定めているかお伺いいたします。さらに、最終的な管理責任はどこにあるのかお示してください。

○行財政改革課長 指定管理者が行う業務の範囲は、施設の設置条例で定めており、業務の細目、管理の基準、事故発生時の対応等の詳細は、仙台市と指定管理者の間で締結する協定や仕様書で定めているところでございます。

施設の管理責任は、施設の設置者たる仙台市にございまして、指定管理者と仙台市の費用負担のルールとして、リスク分担を協定書で定めているところでございます。例えば、第三者たる施設利用者の賠償ということであれば、指定管理者の故意または過失によるもの以外は、仙台市の負担とすることなどを定めているところでございます。

○菅原正和委員 そこで、第7款土木費第5項緑政費第2目公園管理費の中で、指定管理についてお伺いいたします。

8月1日、仙台市が指定管理を行っている若林区のテニスコートで、利用者が剥離した人工芝につまずき転倒し、打撲を負ったという事実があります。私は指定管理者から詳細に聞き取りをしました。協定書の第9章損害賠償と不可抗力等に基づいて指定管理者が応急措置をし、区の公園課総務係に報告をしている事実を確認いたしました。このコートはけがをした2週間前に人工芝が剥離していることが判明し、指定管理者はリスク分担表記載のとおり、指定管理者の管理瑕疵によらない施設設備の損傷に伴う修繕費用等で、1件5万円未満のものの修繕は指定管理者が行うとの判断から、指定管理者の修繕予算で7月に修繕実施計画を組み、保守点検日に修繕をする予定ではありましたが、当日は雨で修繕ができなかったということです。剥離した人工芝のめくれ防止のため珪砂、人工芝のコートに入れる砂のことを言います、を敷き、重みでめくれを防止していたということです。この件に関しまして、数点お伺いしたい点があるので随時質問を進めてまいります。

まず、このテニスコートで発生した事故ですが、報告を受けていたのかという点について。さらに、7月に人工芝の剥離が確認でき、7月末に修繕計画があったことを把握していたのか、お伺いします。

○若林区長 事故についてでございますが、発生翌日の8月2日に指定管理者から事故報告書で報告を受けてございます。また、事故発生箇所を含む数カ所において表面の剥離があり、7月中に補修をするということを指定管理者から電話で連絡を受けたところでございます。

○菅原正和委員 7月の修繕は月1回の保守点検の日には実施されることになっていたようですが、雨で中止になり、その後指定管理者にどのような対処をすることが望ましいか、適切な指導をしていたのか、お伺いいたします。

○若林区長 雨による延期につきましても、指定管理者から電話で報告を受けたところでござ

ざいまして、その際になるべく早く修繕を行うようにお話を申し上げたところでございます。

○菅原正和委員　コートが剥離しまして、砂を入れて砂の重みでめくれを防止し、使用させていたということですが、安全管理の面で問題はなかったのか、お伺いいたします。

○若林区長　修繕前の暫定的な措置とはいえ、事故が発生した事実を鑑みますと、安全管理の面で問題があったと言わざるを得ないと考えております。

○菅原正和委員　コートを予約する利用者に対して、現在コートの安全が100%確認できない状態を把握していたにもかかわらず、テニスコート予約の停止を検討することも必要であると思わなかったのか。また、コート使用者に対して、口頭で剥離していることを伝え、利用者に同意を求めてから使用させていたという事実がございます。

ここで二つの問題が見えてまいりました。第1は、コートの使用を中止すれば、事故は起きなかったということです。第2に、コートの予約受け付け後に、当日訪れた利用者には剥離している状況を説明し、同意した人には利用させ、同意を得られなかった人には利用料金の返却をしていたということです。利用者としては、楽しみにしていたテニスで、コートの不備で利用できず、移動の時間、そして費用、そして何より使用できなかったという心的損害を与えてしまっていると思います。この二つの問題は、テニスコートの整備完了まで予約を中止すれば、発生しない問題であると思います。この問題に関しての御見解をお示してください。

○若林区長　整備完了まで予約を中止していれば、事故は起こらなかった。そして、お話しいただきましたような御利用される皆様方へのさまざまな御迷惑もおかけしなかったという観点で、反省をしております。

○菅原正和委員　今回の事故の事例を踏まえまして、指定管理業者は担当の区役所に月次報告書提出が義務づけられていると思います。現在行われている報告書の管理項目だけでは不十分であると感じます。改善の余地はあるのか、さらに報告書だけの管理とせずに、定期的に現場に足を運び、現場状況を指定管理者と共有することも必要であると考えますが、見解をお伺いします。

○建設局長　毎月指定管理者から提出される報告書につきましては、協定書に基づき利用者数、日常管理の実施状況等が記載されているところでございます。報告書を受理する際には、これまでも各区において指定管理者と情報交換を行ってまいりましたが、安全確認の項目を追加するなど見直しを検討してまいりたいと考えてございます。

また、これまでも必要に応じて現地確認をしておりましたが、今後区役所職員が定期的に安全確認などを行う公園パトロールの際などに、指定管理者との一層の情報共有が図られるよう、取り組んでまいります。

○菅原正和委員 指定管理者はテニスコートを管理し、求められているものは、利用者をふやし、楽しく安全にプレーしていただくことを念頭に置き、1カ所5万円以下の予算でコートを切り張り状態で修繕を重ねております。一見すると、整備されたコートのように感じますが、実際は切り張りしたところに段差が生じていたり、修繕面積が小さ過ぎたり、利用者からは、最悪だった以前と比較すればましである。しかし、ボールがあちこちに飛んでいたり、適切なスライドができないという苦情も聞こえております。さらに、指定管理者からは、利用者の安全で楽しいプレーをしていただくために、仙台市に依頼すると、修繕費用は予算の兼ね合いから時間がかかる。中規模な修繕も当社で費用を捻出し、修繕をかけていくほかないという言葉さえ出ております。

実際、指定管理者が依頼した修繕見積書も見せていただきました。このように、事故のあったテニスコートに限らず、他のテニスコートでも指定管理が行う小規模修繕、簡易修繕だけでは、利用者の安心・安全なプレーは確保できないのではないかと考えております。

本来ならば、施設の設置責任者である仙台市が全体的な改修を行う時期に来ていると考えますが、御所見をお伺いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○建設局長 テニスコートの修繕につきましては、役割分担を定めた協定書に基づき、指定管理者においては部分的な修繕を行っているところでございます。しかしながら、部分的な修繕を繰り返すことにより、安全面の確保やプレーなどの適正な利用に支障が生じるおそれがある場合には、広範囲な修繕となり、施設設置者である本市が対応すべきものと認識してございます。

現在、テニスコートも含めた有料運動施設全般を対象として、全体的な改修計画の検討を行っているところでございまして、来年度からこの計画に基づき劣化の激しい施設等を優先的に改修するなど整備を進めてまいりたいと存じます。

〔鈴木勇治委員、質疑席に着席〕